

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課）

項 目 名	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（エンジェル税制）の拡充		
税 目	所得税 租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2、第37条の13の3、第41条の19 租税特別措置法施行令第25条の12、第25条の12の2、第25条の12の3、第26条の28の3 租税特別措置法施行規則第18条の15、第18条の15の2、第18条の15の2の2、第19条の11		
要 望 の 内 容	スタートアップに対する資金供給を促す観点から、エンジェル税制について、その利便性を向上し、更なる利活用を拡大するため、株式譲渡益を元手とする再投資期間（現行は同一年内）の延長等を要望する。		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	（制度自体の減収額）	（	- 百万円）
	（改正増減収額）	（	- 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由を</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面について、起業家の創出やエンジェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシステムに循環させることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>スタートアップは、社会課題の解決を成長のエンジンとする、新しい資本主義を体現する存在であり、こうしたスタートアップを産み育てる環境を整備することは非常に重要である。これを踏まえ、エンジェル税制について、令和5年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資及び起業に対する非課税措置を創設した。さらに、令和6年度税制改正で、有償新株予約権の取得金額も税制の対象となる株式の取得金額に加える等し、税制の利便性の向上を図ってきた。</p> <p>ここで、極めてリスクの高いエンジェル投資やスタートアップの起業には長期間の精査・検討が必要である。実際、元手となる所得が発生してから十分な再投資までに1年以上要しているエンジェル投資家は多いほか、一度起業した会社を売却してから次の起業まで複数年を要している連続起業家も多い。しかし、本税制の適用にあたっては、株式譲渡益等の所得が発生した年内に再投資を行う必要があるため、特に令和5年度税制改正で措置した非課税措置を含む、株式譲渡益からの控除措置については、その適用が困難であり、税制の効果が十分に発揮されていないと考える。</p> <p>そこで、スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から、エンジェル税制の更なる利活用拡大のために株式譲渡益を元手とする再投資期間（現行は同一年内）の延長等を要望する。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>(参考) 主な閣議決定文書等</p> <p>【令和6年度与党税制改正大綱（令和5年12月14日決定）】</p> <p>第一 令和6年度税制改正の基本的考え方</p> <p>2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進</p> <p>(3) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化（抜粋）</p> <p>エンジェル税制については、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討する。</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）】</p> <p>IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新</p> <p>1. スタートアップ育成5か年計画の実行</p> <p>(1) 資金供給の強化と出口戦略の多様化</p> <p>⑨ スタートアップの資本政策・資金調達へのサポートの強化</p> <p>また、スタートアップへの資金調達の支援強化に向けて、エンジェル税制における再投資期間の延長、[略]について検討を行う。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）】</p> <p>4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応</p> <p>(1) スタートアップの支援・ネットワークの形成</p> <p>ディープテック分野の研究・事業開発に対し、支援段階や内容、方法の充実を図る。非上場株式の流通活性化、官</p>

		民ファンドの出資機能の強化など、レイターステージを含む成長段階に応じて、資金が円滑に供給される環境を整備する。エンジェル税制における再投資期間の延長について、検討する。
	政策の達成目標	スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とする。 （スタートアップ育成5か年計画、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）
	租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	令和5年の国内スタートアップの資金調達額：8,039億円 （令和6年7月19日時点、出典：スピーダスタートアップ情報リサーチ）
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難であるところ、ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資である。また、スタートアップ・エコシステムの裾野を拡大するためにはスタートアップの起業が必要不可欠だが、エンジェル投資と同様、極めてリスクが高く、我が国の開業率は諸外国と比較して依然低調である。そのため、大きなリスクを取った個人によるエンジェル投資及び起業を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備することは非常に重要。本要望によりエンジェル税制における再投資期間を延長することで、得られた株式譲渡益を我が国のスタートアップ・エコシステムにより力強く還流させ、その抜本強化を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	本施策は、株式譲渡益等の所得が生じた個人によるスタートアップの起業及びスタートアップへの投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>【税制適用を受けた投資額】</p> <p>※直近5年間の実績を記載</p> <p>※令和6年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>令和元年度：約78億円  令和2年度：約89億円  令和3年度：約167億円  令和4年度：約140億円  令和5年度：約120億円</p>
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	平成9年度の税制創設以降、種々の改正を行っており、特に、令和2年度改正における株式投資型クラウドファンディングへの投資の対象化や令和6年度改正による有償新株予約権の取得金額の対象化など、時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備することは重要。
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成9年度 創設 平成12年度 拡充 (売却益圧縮の特例、対象要件の拡充) 平成14年度 拡充 (投資事業組合経由にも適用) 平成15年度 拡充 (取得費控除制度の創設、対象要件の拡充) 平成16年度 拡充 (経済産業大臣認定制度導入(認定対象:投資事業有限責任組合のみ)、売却益圧縮特例の拡充) 平成17年度 延長 (売却益圧縮特例の延長) 平成19年度 延長、拡充 (売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充) 平成20年度 拡充、縮減 (所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止) 令和2年度 拡充、縮減 (対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充(少額電子募集取扱業者の追加)、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減) 令和5年度 拡充 (株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減)	

	令和 6 年度 拡充（有償新株予約権の取得金額の対象化、指定金銭信託（単独運用）を通じた投資の対象化）
--	---